

# 『多面的機能支払交付金』における県統一事項について

令和 元年 8月 1日  
農山村振興課

## I 『多面的機能支払交付金』に係る基本的な事項

本制度については、次の点を思考の主軸に据えた上で、その活用に関して活動組織（広域活動組織を含む）内で十分に検討して合意を得ることを基本とする。

<郷土を慈しむ気持ちの継続>

1. これまで地域共同で賦役的な仕組みによって行われてきた、農業水路等に係る保全管理等に対して、諸処の状況変化（土地持ち非農家の増加等）から公費が投入され部分的にその負担を支援できる制度が創設されたものであり、住民総出で助け合い協力し合って維持してきた美しい背景を風化させることがない様に留意して頂きたい。

<県民の理解>

2. 地域の農業者を中心に地域住民等の参加を得ながらも、全額公費であることを十分に認識して、周りの一般県民に疑義を抱かせる、又は対外的な説明に窮する様な活用を行わない様に呉々も留意して頂きたい。

<地域の主体性の尊重>

3. 本交付金の要綱・要領等や上記の事項に反しない限り、その地域特有の状況を考慮しながら創意工夫による独自の取り組みも可能である。

## II 『多面的機能支払交付金』の支援対象とならない事項

1. 土地改良区が保全管理すると定めている農業水路施設等や、国営造成施設等管理体制整備促進事業等の他の補助金または交付金を受けて保全管理している農業水路施設等。
2. 国・県道や河川等の管理者が決まっている施設の管理は、その管理者が行うことが前提である。ただし、事前に管理者の了解を得た上で、法面の草刈り等、地域の病害虫の発生低減のために必要となる活動等については、支援対象としても差し支えないものとする。
3. 酒席に係る経費は厳禁。

## III 『多面的機能支払交付金』の使途に係る金額の目安

### 1. 作業賃金

- 1) 多面的機能支払の支援単価算定根拠は、国・地方・農業者等が同等の役割を分担することと定めている（国：地方：農業者＝1：1：1）ことから、これを念頭に単価の目安を定める。ただし、これまで地域の実情で実施してきた単価で実施してもかまわない。（農業委員会等で規定されている作業賃金を参考にしても良い）

#### 【目安単価の考え方】

- ① 労賃の基準単価は「秋田県農林水産部実施単価表（H31時点）」を採用。（資源向上活動の長寿命化の地元負担の労働提供における換算単価が実施単価採用）
- ② 草刈り、泥上げ、敷き砂利、施設の補修等の重労働作業は普通作業員単価。
- ③ 会議、研修、上記以外の活動等の軽作業は軽作業員単価。

#### 【目安単価の算定根拠】

普通作業員：17,700円/日、軽作業員：14,300円/日

上記②の時間単価

$$17,700 \times (2 \text{ [国、地方]} / 3 \text{ [国、地方、農業者]}) / 8 \text{ 時間} \\ = 1,475 \text{ 円}$$

上記③の時間単価

$$14,300 \times (2 \text{ [国、地方]} / 3 \text{ [国、地方、農業者]}) / 8 \text{ 時間} \\ = 1,191 \text{ 円}$$

※この単価には、草刈り機、重機等の機械損料及び燃料代は含まない。また、単価を複数設定することを義務づけるものではない。

2) 重機等の運転に係るものは、地域の建設会社等に参考見積もり等によること。

## 2. 旅費等

1) 原則、公共交通機関の実費とする。(グリーン料金は対象外。) なお、公共交通機関によらない場合はその必要性等を整理しておくこと。

2) 先進地研修での県外宿泊費は、当該市町村の旅費規程等を準用すること。また、この場合最小限の人数にとどめること。

## 3. 弁当等

日当を支給した場合は、弁当の代金は支給対象としないこと。

注) 上記はあくまでも目安であり、各活動組織の単価についてはそれぞれの総会において定めて頂きますが、抽出検査や経理事務指導において、一定の限度を超える場合については今後是正する様に指導することもあり得ます。

## IV 『多面的機能支払交付金』の使途に係る留意点

### 1. 共同活動の対象活動期間について

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金については、事業計画が認定された年度の4月1日からの共同活動に充当が可能。ただし、活動記録、領収書等を整理しておくこと。

※組織の設立に係る経費(規約、協定書等の作成事務費等)は対象外。

### 2. 農地維持支払について

1) 面積割・延長割による個人への交付金支払いについては認めない。

2) 活動組織の合意により一定期間内に個々が活動することも可能。ただし、あくまで活動組織で共同活動することとした農用地、施設が対象である。

### 3. 総会開催時の経費

総会は構成員の意思表示の場であることに鑑み、自発的に出席すべきであり、交付金から日当や旅費等を支出しないこと。

### 4. 役員報酬

すべての作業については時間給として支払うこととし(事務や会計の実務等)、役員報酬の支出は認めない。

### 5. 茶菓子代

茶菓子代の支出は必要最小限にとどめること。

### 6. 活動に係る保険の加入について

各種活動については、必ずイベント保険等へ加入すること。

### 7. 資源向上活動の「共同活動」と「長寿命化」への取組の考え方について

#### 1) 共同活動

診断結果に基づく補修・補強が対象。

#### 2) 長寿命化

水路・農道・ため池等の更新等が対象。

### 8. 災害時の対応について

大雨等による災害が発生した場合に本制度での応急措置等を行う場合は、市町村の災害担当部局の判断を仰ぐこと。(災害復旧事業の採択に影響があるため)

### 9. 土地改良区等との事務委託について

1) 土地改良区が「多面的機能支払交付金」に取り組む場合の留意事項について(平成26年2月17日事務連絡)による。

2) 多面的機能支払交付金委託事務実施要綱(令和元年6月3日改定)による。